

## 記

### 「金融EDIサポート」ソフトウェア使用許諾規定

#### 第1条（目的）

私(当社)（以下、「契約者」といいます）は、「全銀EDIシステム（ZEDI）」を利用する目的で『金融EDIサポート』ソフトウェア（以下「本ソフト」といいます）」を使用するものとします。

#### 第2条（使用权）

契約者は、以下の条件で、本ソフトを使用することができるものとします。

- ①特定のコンピュータにおいて、本ソフトを非独占的に使用できるものとします。
- ②自ら本ソフトを使用する目的の範囲内でのみ、本ソフトを使用できるものとします。
- ③本ソフトを改変・翻訳することはできないものとします。
- ④銀行の事前の書面による承諾なく、本ソフトを第三者に使用させることはできないものとします。

#### 第3条（使用環境）

本ソフトは「全銀EDIシステム（ZEDI）」において使用する契約者のコンピュータのうち、日本国内に設置されたもので、銀行が認めた動作環境にて使用するものとします。

#### 第4条（知的財産権の帰属）

(1)本ソフトの著作権、その他一切の知的財産権は、契約者には譲渡されないものとします。

(2)本使用許諾規定に基づく使用許諾を除く、本ソフトに関連するすべてのプログラムおよび情報等に関する一切の権利は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フロンティアに帰属するものとします。

#### 第5条（第三者の権利侵害）

契約者が本ソフトを利用するにあたり、本ソフトの全部または一部につき、第三者から、知的財産権を侵害するとして、契約者に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下、総称して「紛争」といいます）がなされた場合、契約者はその内容を速やかに銀行へ通知するとともに、以後銀行の指示に従うものとします。

#### 第6条（機密保持）

- (1) 契約者は、本ソフトをプログラムの解析ツール等により解析することはできないものとします。
- (2) 契約者は、本ソフトの内容など本契約に基づき知り得た一切の事項を、第三者に開示・漏洩、または本契約の目的以外に利用してはならないものとします。

#### 第7条（従業員等に関する措置）

前条の規定にかかわらず、契約者は、本ソフトの使用のために必要な部分を契約者の従業員等に対し、開示することができることとします。ただし、この場合、契約者は、当該従業員等が知り得た前条所定の情報を漏洩または目的外の複製物を作成することがないように、当該従業員等と秘密保持契約を締結するなど適切な措置を講じるものとします。

#### 第8条（免責事項）

- (1) 銀行は本ソフトの使用により契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 契約者のコンピュータへの本ソフトの設定は銀行が指定する方法により、契約者の責任において行うものとします。

## 第9条(約定解除権)

契約者が次の各号のいずれか1つにでも該当したときは、銀行は何らの通知・催告を要せず、即時に本ソフトの使用許諾の全部または一部を解除できるものとします。

- ①手形または小切手が不渡りとなったとき。
- ②差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、租税特別滞納処分を受けたとき、または債務超過など支払能力を危惧させる状況が判明したとき。
- ③破産、会社更生、民事再生、特別清算等の申し立てがあったとき。
- ④解散または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- ⑤契約者が本契約に違反し、銀行からの相当期間を定めた催告にもかかわらず是正しないとき。

## 第10条(有効期間)

(1) 本ソフトの使用許諾の有効期間は無期限とします。ただし、契約者が本ソフトを使用する必要がなくなった場合、当該時点において終了するものとします。なお、契約者が全銀EDIシステム(ZEDI)を利用している次のサービスを解約し、いずれの利用契約もない状態となった場合は、その時点で、本ソフトを利用する必要がなくなったものとみなします。

- <はまぎん>ビジネスサポートダイレクト
- <はまぎん>Multi Bank-Web
- <はまぎん>パソコンサービス
- <はまぎん>コンピュータサービス

(2) 銀行は、前項の規定にもかかわらず、1カ月以上の期間を定めて、契約者に書面により終了を通知することにより本ソフトの使用許諾をいつでも任意に終了することができるものとします。

(3) 銀行に対する本ソフトの使用許諾が終了した場合は、銀行の契約者に対する本ソフトの使用許諾も直ちに終了するものとします。

#### 第11条(返還)

本ソフトの使用許諾が終了した場合は、契約者は銀行の指示に従い、本ソフトおよび関連するすべてのプログラムを廃棄するものとします。

#### 第12条(規定変更)

銀行は、本規定の内容を変更する必要がある場合、変更予定日の1カ月前までに、銀行のホームページに変更する旨と、変更後の新たな規定の内容を通知して、これを変更することができるものとします。

#### 第13条(合意管轄)

本ソフトの使用許諾に関する紛争については、銀行の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上